

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社の専門分野であるエレベーターに関する機構や技術と知識、及びノウハウを協力会社のみならず、関係する取引先に必要に応じて開示し、共有しお互いの知識の向上と生産性の向上を図り、専門分野を超える分野に生かせるように指導し、また取引先の技術も指南していただき必要であれば大学、工業高校等教育機関などと協力しオープンイノベーション等、連携を深めます。

b. 専門人材マッチング

当社が雇用する専門人材（設計開発、電気制御、保守・改修・修理、工事等施工班）を連携先、若しくは取引先に必要であれば派遣提供します。また、当社が必要な人材等リソースがあれば派遣要請いたします。

c. グリーン化の取組

①サプライヤーチェーンのグリーン化

サプライヤーやパートナー企業にも環境に配慮した取り組みを促し、サプライチェーン全体での環境負荷軽減を目指します。

②廃棄物の削減とリサイクル

生産プロセスやオフィス活動における廃棄物の最小化、リサイクルの強化、使い捨てプラスチックの使用削減を図ります。

③社員教育と意識向上：

社員に対する環境教育プログラムを実施し、日常業務における環境意識を高める。

④脱・低炭素化技術の共同開発

連携先、取引先と当社が保有する技術を使い当社が生業とする分野もさることながら、様々な分野で展開し少しでもカーボンニュートラルへ向くための低エネルギー化、再生材使用を意識した製品を開発します。

2. 「振興基準」の遵守

当社と取引事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組み

ます。また下請け取引以外の企業間取引についても取引上の立場の優劣のある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨についても留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

令和6年6月13日

北海道エレベータ株式会社

企 業 名

代表取締役 小林雄介

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。